

「子育て世帯生活支援特別給付金」について

子育て世帯生活支援特別給付金支給経費の補正予算について、専決処分を報告し、承認されました。

1 概要

食費等の物価高騰の影響を受け、負担感が特に大きい低所得の子育て世帯に対して、子ども一人当たり5万円の給付金を支給する。

2 背景

物価が高騰している状況が継続している中で、本年3月、国の「物価・賃金・生活総合対策本部」において、給付金の支給が決定した。

3 予算額

2億8,379万円

4 内容

●支給対象

- ① 児童扶養手当受給者等(低所得のひとり親世帯)
- ② ①以外の住民税均等割が非課税の子育て世帯(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯)
- ③ 家計急変世帯など

●支給金額

子ども一人あたり5万円

●支給方法

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者
- ② 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を受給した世帯
※申請不要で支給(5月31日支給開始)
- ③ 家計急変世帯及び世帯変更などにより令和6年2月までに①②の対象になった世帯
※申請による支給(7月3日受付開始予定)

5 スケジュール

令和5年 5月

申請不要世帯へ通知・支給

7月

申請必要世帯 申請受付・支給開始

令和6年 2月

申請受付終了

6 問い合わせ先

子育て支援課 児童給付グループ 03-3981-1417